

交通安全かわら版

令和6年7月
茨城県警察本部交通総務課
No. 23

～夏の交通事故防止県民運動の実施～

夏の交通事故防止県民運動

期間 7月15日(月)～7月24日(水)

スローガン **ヘルメット**
自分を守る パートナー



運動の重点

1 歩行者(特に子供と高齢者)の保護

横断歩道があるところでは**減速**し、
すぐに停止できる速度で走行しましょう！
横断歩道は**歩行者優先**です！
横断歩道の付近に歩行者がいたら
必ず止まりましょう！



2 妨害運転や飲酒運転等の悪質・危険な運転の根絶



飲酒運転は極めて**悪質・危険な犯罪**であり、
重大な事故に直結します。

『飲酒運転をしない・させない・ゆるさない』

という**強い意志**を持ち、

飲酒運転を根絶しましょう！

3 自転車の安全利用の推進



「**自転車安全利用五則**」等、交通ルール
を必ず守りましょう！

自転車乗用中に亡くなられた方の**約6割**が
頭部に致命傷を負っています。

ヘルメットは必ず着用しましょう！



自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用